資料9

## 代行割れ厚生年金基金の責任準備金相当額の 分割納付に係る加算金利率について

## 代行割れ厚生年金基金の責任準備金相当額の分割納付に係る加算金利率

- □ 代行割れ基金が解散後に責任準備金相当額を分割納付する場合の加算金の算定に用いる利率 について、厚生労働大臣が定めることとされている。【告示】
- ※ これまでは、<u>基金が解散をした年度における当年度の4月に発行される10年国債の応募者利回り(この利率が前年度1年間における10年国債の応募者利回りの平均を上回る場合には、前年度1年間の平均の利率</u>)としている。
- □ 今年度 4月に発行された国債の利回りは、▲O. 069%であり、今年度の利率を従来の考え方どおりに定めると、マイナスとなるが、
  - 加算金の算定に用いる利率をマイナスとして定めることは適当ではないこと
  - 分割せずに一括納付して解散する基金との均衡を考慮すると、分割納付する場合には最低限の加算金を課すべきと考えられること

から、従来の考え方を一部見直し、平成28年度の加算金利率は0.01%として定めるという案でパブリックコメントを実施。

## 【見直し案】

利率は、当年度4月に発行される10年国債の応募者利回り(当該利率が前年度1年間における10年国債の応募者利回りの平均を上回る場合には、当該平均の利率)とする。ただし、当該利率が零以下となる場合には、 0.01%とする。

